

2008年10月8日

農林水産大臣
石 破 茂 殿

農民運動全国連合会
会長 白石淳一

「汚染米」の食用転用事件に関する要請書

農薬やカビ毒などの汚染輸入米が学校給食、病院や老人施設等日本中に広がり国民に衝撃を与えています。不衛生食品（汚染米）は輸入してはならないという食品衛生法6条違反を行ない、悪質な業者に長期かつ大量に売り続け、食の安全・安心・信頼を壊した政府の責任は重大です。

一刻も早く国民の不安を取り除くためには徹底した事件の解明とすべての情報の公開が必要であり、その上に立った確かな再発防止策であるべきです。

事件の大本は需要もないのに輸入し続けたミニマムアクセス米（MA米）そのものにあります。世界は深刻な食料危機にあり、今や“MA米はやめるべきだ”。これが国民の圧倒的な声です。ミニマムアクセス米の輸入は中止し、国内での米増産に踏み切り、ゆとりある備蓄を行うべきです。棚上げ備蓄の手法をとれば加工用等の確保も十分可能です。

私たちは、今回の事件の全容を明らかにし、抜本的な防止対策や制度改善とともに、主食を輸入しなくても良い国とするため、下記事項の実現を強く要請します。

記

- 1、汚染米事件の全容を徹底解明し、すべてのルート、事例について明らかにすること
 - (1) 食品衛生法上不衛生な食品は輸入できません。それを輸入できるように認めた根拠は何か。この仕組みは何時から、誰の判断で始まったのか明らかにされたい
 - (2) 汚染米の発生とその処分はMA米開始以来と考えられます。2005年以前の汚染米の発生状況とその処分方法を明らかにされたい
 - (3) 商社が処分した分は三笠フーズに販売した3社、3口分のみとされているが、すべての商社の扱った汚染米の数量及び処分方法を販売先も含めて明らかにされたい
 - (4) 調査中の4業者と(株)浅井及び太田産業(株)の調査状況を明らかにされたい
 - (5) 島田化学工業(株)の調査打ち切りは不可解です。全容を徹底解明すべきです
 - (6) 輸入麦、及びトウモロコシの汚染発生状況を明らかにされたい
 - (7) MA米および国産の加工用米についても徹底調査を実施すること
- 2、今回のような事件を二度と起さないよう万全の対策を実施すること
- 3、安全な米を安定的に供給できるよう国が責任を果たすこと
 - (1) 米流通システム検討会の委員が大手の業者、団体に偏っています。中小業者を含めて広く国民の意見を求めること

以上